「グループホーム和や家～なごやか～」
重要事項説明書

当事業所のご利用は、認知症と診断された方で、原則として介護認定の結果「要支援２・要介護１～要介護５」と認定された方が対象となります。

１．概要

（１）事業者

名称	株式会社介護いわて
所在地	岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第１８地割８５番地２
代表者	代表取締役 冨澤 勇貴
電話番号	０１９５-６９-８８７７
設立年月日	平成１９年９月１８日

（２）事業所

名称	グループホーム和や家～なごやか～
所在地	岩手県岩手郡岩手町大字一方井第７地割１０番地
代表者	管理者　遠藤 貴子
電話番号	０１９５-６２-１１１６
事業所の種類	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
事業所番号	０３９２１００１１１
開設年月日	平成２７年４月１日

（３）職員体制

職名	人数	業務内容
管理者	１名	・従業員の管理及び業務の管理等
計画作成担当者	１名	・利用者の（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）等の作成 ・法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町村への届出代行 ・利用者及びご家族の日常生活上の相談、助言 ・他の関係機関との連絡、調整
介護職員	日中３名以上 夜間１名以上	・入浴、移動、食事、排泄の介助 ・日常全般にわたる介護

（４）設備等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
ホール兼食堂	1	５９.６㎡
居室	9	８.６㎡～９.１㎡
台所	1	１１.５㎡
トイレ	3	うち車椅子対応１

浴室	1	4.1㎡
脱衣室	1	6.9㎡
事務室	1	9.9㎡
消防設備	消火器、熱・煙感知器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備	
延べ床面積	２５０.１㎡	
敷地面積	７７４.２㎡	

２．事業の目的について

（１）目的

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。

（２）運営方針

・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
・利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
・介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
・常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導や機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスができるように努めます。
・上記のほか、関係法令等を遵守して、サービスの提供を行います。

３．サービス提供時間、利用定員

（１）営業日及び営業時間　年中無休

・サービス提供時間 ２４時間体制
・利用者の生活時間帯　６時 ～ ２１時
・利用者の夜間時間帯　２１時 ～ ６時

（２）利用定員　９名

４．介護計画について

（１）サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて個別に介護計画を作成します。

（２）介護計画の作成・変更に際しては、利用者及び家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得るものとします。

（３）利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、その実施状況についての評価を行います。

（４）介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が、介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとします。

５．当事業所が提供するサービスの内容

事業所は定められた介護計画に基づき、以下のサービスを提供します。

（１）食事

・利用者の趣向に合わせ、季節感のある食事を提供します。

・摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事、また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。

・食事の自立に必要な支援を行い、必要な時間を確保します。また、必要な利用者に対して介助を行います。

（２）入浴

・事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭、洗髪などを行います。

・必要に応じて衣服の着脱、洗身または身体の清拭、洗髪の介助を行います。

（３）排泄介助

・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

（４）離床、着替え、整容等

・寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。

・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。

・個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

（５）移動介助、移乗介助

・介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗等の介助を行います。

（６）服薬介助

・介助が必要な利用者に対して、処方された薬の確認、服薬の介助、確認を行います。

（７）日常生活動作を通じた機能訓練

・日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

（８）レクリエーションを通じた機能訓練

・利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

（９）健康管理

・血圧・体温等をチェックし、利用者の健康管理、異常の早期発見に努めます。

（１０）その他

・趣味･趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

・良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で日常生活が過ごせるよう、利用者と職員が、食事や掃除、洗濯、レクリエーション、行事等を共同で行うよう努めます。

・利用者、家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。

・利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し,その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。

・地域住民と連携を図り、交流等の機会を確保します。

６．利用料について

利用料は、別紙料金表のとおりとなります。

（１）介護給付費自己負担分

（２）食事代（おやつを含む）、宿泊費、水道光熱費、電気代

（３）介護保険対象外の自己負担金

7．利用料の支払い方法について

毎月１０日前後に前月分の請求書を発行いたしますので、下記のいずれかの方法により事業者にお支払いください。確認後、領収書を発行いたします。

【現金支払いの場合】

当月中にお支払いください。

【お振込みの場合】

当月末までに下記のいずれかの口座にお振込みください。その際の振込手数料はご負担していただきます。

※口座名義（共通）

株式会社介護いわて　代表取締役　冨澤 勇貴

①北日本銀行　　沼宮内支店　普通預金　口座番号７０２８７３３

②岩手銀行　　沼宮内支店　普通預金　口座番号２０４４８５５

③ゆうちょ銀行　記号１８３３０　番号１５２６２２８１

【自動引落しの場合】

ご利用月の翌々月１日に自動引落しになります。１回当たりの手数料１５０円（税抜）をご負担していただきます。

ご希望される場合は、別途お手続きが必要ですのでお申し出ください。

8．入退居に当たっての留意事項

（1）ご利用の対象者は、要支援２、要介護１～５のいずれかに認定され、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。

・少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
・自傷他害のおそれがないこと
・常時医療機関において治療をする必要がないこと

（2）入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。

（3）入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の措置を速やかに講じます。

（4）利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

9．サービスの終了について

（1）利用者のご都合でサービスの終了を希望する場合は、終了を希望する日の１ヶ月前までにお申し出ください。

（2）次の場合は、利用者は解約の申し立てをすることによって即座にサービスを終了することができます。

・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
・事業所が守秘義務に反した場合
・事業所が利用者またはその家族などに対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

（３）次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了することがあります。
・利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
・利用者が亡くなられた場合
・事業者が破産した場合
（４）事業所の都合でやむを得ずサービスの提供を終了する場合は、終了1ヶ月前までに文書により通知します。ただし、次に該当する場合においては、文書で通知することにより、即座にこの契約を解除することが出来ます。
・利用者が正当な理由なくサービス利用料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、利用者または代理人へ料金の支払いを督促したにもかかわらず、支払われない場合
・利用者の入院やその他の理由により、３ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
・利用者の病状や心身状態等が著しく悪化し、事業所での適切なサービスの提供の範囲を超えると判断される場合
・利用者またはその家族の行動が、他の利用者または従業員の生活や健康・安全に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ通常の対応ではこれを防止することができない場合
・利用者またはその家族が事業者や従業者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
・災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、事業を継続することができなくなった場合

１０．苦情、相談について
（１）サービス内容に関する苦情や相談への対応について
利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明記録の整備等必要な措置を講じます。
（２）お客様相談・苦情窓口
・責任者：管理者 遠藤 貴子
・電　話：０１９５-６２-１１１６
・受付日：月曜日～日曜日
・受付時間：午前８時３０分 ～ 午後５時３０分
（３）事業者以外の相談・苦情窓口

名称	電話番号
岩手県国民健康保険団体連合会	０１９-６０４-６７００
盛岡北部行政事務組合	０１９５-７４-２７１６
岩手町役場 福祉介護課	０１９５-６２-２１１１
葛巻町役場 健康福祉課	０１９５-６５-８９９２
八幡平市役所 地域福祉課	０１９５-７４-２１１１

１１．運営推進会議の設置

当事業所では、介護サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるために、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞
構　成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町職員、地域包括支援センター職員、
　　看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開　催：隔月で開催
会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について作成

１２．協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。また、バックアップ施設として以下の施設を協力機関として連携体制を整備しています。

名称	所在地・電話番号
和や家在宅クリニック岩手町	岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内１８-８５-２
	０７０-１５９８-１９６３
北上脳神経外科クリニック	岩手県岩手郡岩手町大字五日市１１-７９-６５
	０１９５-６１-３６３６
ムラキ歯科クリニック	岩手県岩手郡岩手町大字五日市１１-１３１-２
	０１９５-６１-１０１１
特別養護老人ホームあんずの里	岩手県岩手郡岩手町大字五日市２-３０７
	０１９５-６２-８０１８
介護老人保健施設ケアホーム川口	岩手県岩手郡岩手町大字川口１３-２６-６
	０１９５-６５-３１５１

１３．緊急時の対応方法について

サービスの提供中に、利用者の容態の変化等が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先及び介護支援専門員へ連絡する等、必要な措置を講じます。

１４．事故発生時の対応について

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者が居住する市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、事業所の介護サービスの提供にともなって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償します。なお、事業所では、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。

１５．非常災害対策について

火災や自然災害に備え、次の業務を実施します。

・防火管理者を配置し、年２回避難訓練を行う
・消防設備、施設等の点検及び整備
・従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
・その他防火管理上必要な業務

１６．衛生管理等について

（１）利用者の使用する施設、食器その他の設備等は、衛生上必要な措置を講じます。

（２）事業所において感染症が発生、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１７．個人情報の取り扱いについて

（１）サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。

（２）従業者が退職した後も、その守秘義務を強制するものとします。

（３）利用者へのサービス向上を図るために、利用者及びその家族に関する情報を他の関係機関に対して公開する際には、利用者または家族から書面で同意を得ることとします。

１８．虐待の防止について

（１）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じます。

・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

・虐待防止のための指針を整備します。

・虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

・虐待防止のための担当者を設置します。

担当者：管理者 遠藤 貴子

（２）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政等に通報します。

１９．身体拘束等の禁止について

（１）事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」といいます。）を行いません。

（２）事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

（３）事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

・身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修の定期的な実施

・身体拘束等の適正化のための指針の整備

・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその検討結果について従業者への周知徹底

・その他身体拘束等の適正化のために必要な措置

２０．業務継続計画の策定等について

（１）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（２）事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

（３）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

２１．ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動又は性的な言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとします。

２２．その他運営についての留意事項

（１）従業者の資質及び介護技術向上のため、事業所内外の研修を積極的に行います。また、勤務体制の調整を行います。

（２）事業所は、利用者本人または正当な代理人から求めがあった場合、本人確認等の必要な手続きを経たうえで、サービス提供記録を開示するものとします。

（３）事業所は、従業者、設備・備品、会計及び利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を事業を提供した日から５年間保存するものとします。

（４）この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、法令等の定めるところにより、事業者と利用者及び家族が協議の上、お互い誠意を持って対応することとします。

令和　　年　　月　　日

サービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者　所在地　岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第１８地割８５番地２

名　　称　株式会社介護いわて 代表取締役 冨澤 勇貴

事業所　所在地　岩手県岩手郡岩手町大字一方井第７地割１０番地

名　　称　グループホーム和や家～なごやか～

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は契約書および本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

ご利用者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿